

○宗像市小中一貫教育推進協議会規則

平成19年10月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 宗像市立学校の通学区域に関する規則（平成15年宗像市教育委員会規則第14号）別表第2に規定する中学校通学区域の市民代表
- (2) 宗像市立学校の校長及び教頭の代表
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。